

平成 28 年 第 4 回

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

* 開会年月日時 平成 28 年 12 月 6 日 午前 10 時 00 分

* 閉会年月日時 平成 28 年 12 月 6 日 午後 3 時 17 分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長

おはようございます、平成 28 年第 4 回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては年末大変お忙しいところご出席頂き大変ご苦労さまでございます。今年を振り返ってみますと国内の大きな出来事は、4 月の熊本地方を襲った大きな地震災害、そして 8 月東北・北海道を襲った台風による農産物等の大きな被害が発生しておるところでございます。当町におきましては幸いにも大きな被害も起こらず平穩に過ごすことが出来ました。今年は大変な町の行事が目白押しでありました。5 月の御柱祭、松原運動施設付近における佐久地域の植樹祭、6 月・7 月郡そして県のポンプ操法大会、町制 60 周年記念の大きな行事が行われた訳であります。また 9 月にはわが町はじまって以来の慶事と申し上げてよろしいと思っておりますが、新海誠監督アニメ映画「君の名は。」が全国はもとより、世界数十か国が大変なフィーバーぶりであり、3 日のテレビ放映においても町民より町の誇りと語っておられます。これからの町の取り組みに大きく期待される所でないかと思う所でございます。本定例会に上程された案件は諮問 2 件、同意 1 件、条例案 5 件、補正予算案、一般会計、特別会計合わせて 5 件、請願・陳情等であります。よろしくご審議の程お願い申し上げたいと思っております。ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 28 年第 4 回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

<u>日程第1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第6番鷹野弥洲年君、及び第7番篠原恒一君を指名致します。</p>
<u>日程第2 会期の決定</u>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る11月25日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 井出 薫 君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。本日招集の、平成28年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本定例会に付議される案件は人事案3件、条例改正案5件、補正予算案5件の合計13件であり、会期は本日より12月19日までの14日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日、午後5時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば12日午前10時から、2日間の場合は12日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。</p> <p>なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月19日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>

日程第3 町長招集あいさつ

議 長	日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 町長、新井寿一君。
町 長	皆さんおはようございます。本年最後の第4回定例会にあたりまして、招集のご挨拶と提案案件の概要につきましてご説明を申し上げます。まず第4回定例会をお願い申し上げましたところ、お寒い中、また公私とも多用のところご参集いただきまして、定刻に議会が開会できましたことに対しまして心より御礼申し上げます。平成28年も余すところ1ヶ月を切り、何かと慌ただしい時期を迎えました。本年は11月24日に雪が積もり、暖かかった昨年と比べすでに日影では根雪となり、八ヶ岳連峰は冬景色、朝夕めっきり冷え込み本格的な冬の到来となっています。また昨年の今頃は芦平地区で大月川沿い集落に土砂崩れが発生し、その警戒、対応に奔走しておりました。議員の皆様にも現地調査を頂き、自主避難をして頂きました皆さん、芦平区の皆さんには大変なご心配とご協力を頂きました。現在、県において恒久工事を実施して頂いております。来年度中には全て竣工して頂けるものと期待をしているところでございます。議長さんからもご挨拶がございましたが、今年は4月の熊本地震、鳥取そして再び福島沖地震、また日本列島に多くの台風が上陸し、特に北海道、東北地方ではかつて経験のないような大きな被害に見舞われてしまいました。改めて被災地の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、心からお見舞いを申し上げます。そして1日も早い復興と復旧を願っているところでございます。町では町制施行60周年関連事業も11月30日の子ども議会ですつがなく予定事業をほぼ終了いたしました。多くの皆さんの参加と携わって頂いたすべての皆さんに心から感謝を申し上げます。これまた議長さんからもご挨拶がございました。美術館企画展新海誠監督「君の名は。」展は多くの皆さんに来館を頂いており、25日の閉館までこれからも小海町を知って頂き、町に大きな活性化をもたらして頂けると確信をしております。11月26日に開催のプロジェクト会議に14人の町民の皆さんが参加をして頂きました。今後この皆さんとともに具体的な推進をしてまいります。本定例会に新海誠監督の作品などを放映するための映像施設の更新をお願いいたしますが、監督の故郷小海町としてできるものから確実に実施してまいりたいと考えております。そんな中、今年度は定住促進、町の活性化と交流人口の増、子育て支援、生活環境の整備等の実現に具体的に取り組んでまいりました。来年に向けて

長期振興計画、地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実行を目指して、私の任期最後の来年度の予算編成に取り掛かっているところでございます。議員の皆さんにおかれましてはこれからもスケート大会や新年早々成人式、祝賀式、消防団出初式等予定していますのでよろしくお願い申し上げます。それでは続きまして本定例会にご提案申し上げます議案につきまして議事日程番号順に総括的な説明を申し上げます。

諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦について意見を頂くもので、現委員の新津訓志氏、井出勝子氏には 2 期 6 年間お勤めいただき、誠にありがとうございました。今回は、新たに井出清文氏と小山由美子氏の 2 名について、同意をお願いするものでございます。同意第 5 号の農業委員会委員の任命同意につきましては、法改正に伴い、農業委員が任命制となったことから、公募・推薦の結果を踏まえて、農業委員 14 名についてその同意をお願いするものでございます。以上の人事案 3 件につきましては、本日も審議の上、可決決定をお願い申し上げます。

議案第 50 号の小海町保健センター条例の制定につきましては、総合センター保健室等の改修工事が完了し、整備されたことから、地域保健法に基づく町保健センターとして条例で位置づけるものでございます。議案第 51 号の小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、総合センターの改修工事に伴い、室区分を変更するとともに、使用料について北牧楽集館と均衡を保つよう引き下げるものなどでございます。

議案第 52 号の小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、旧町公民館跡地に建設中の土村南町住宅の家賃を月額 39,000 円とするものなどでございます。議案第 53 号の小海町営路線バス運営審議会条例の一部を改正する条例につきましては、審議事項について路線バスの運営のみならず、公共交通関連事業についても調査審議できることを明確にするものなどでございます。議案第 54 号の小海町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、松原地区と八那池地区の農業集落排水事業を廃止するもので、関連する特別会計条例と積立金条例の一部改正を行うものなどでございます。議案第 55 号の平成 28 年度一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 166,858 千円を追加し、総額を 4,570,622 千円とするものでございます。主な要因は、事業の追加・精算によるもので、歳入につきましては、個人町民税で 5,000 千円の増額を見込み、国庫支出金では、総務費補助金で地方創生推進交付金の内示があり 12,420 千円と大幅な

減額となり、土木費補助金では国の補正予算に伴い当初内示で削減された分が復活した関係で 44,694 千円の増額となりました。県支出金では、農地費補助金で、耕作条件改善事業補助金 12,025 千円を新たに計上し、ふるさと寄付金を 7,600 千円増額し、農業集落排水事業の廃止に伴い、特別会計で処理していた基金を一般会計に組み替えるための繰入金 19,410 千円を新たに計上し、緊急防災・減災事業債を 2,800 千円減額し、財源不足を補うため普通地方交付税を 83,578 千円追加計上いたしました。歳出につきましては、総務費では、郵送料の増額や 60 周年記念事業の精算、ふるさと寄付返礼品の増額や情報セキュリティ強化対策事業の増額、番号制度システム改修及び農集排関連の減債基金積立などを追加し、総額 35,028 千円の増額、民生費では、番号制度システム改修の追加や後期高齢者医療負担金の精算、広域保育事業の追加等により総額 9,061 千円の増額、衛生費では、保健センター改修工事の精算や公共下水処理負担金の減額などで 6,507 千円の減額、農林水産費では、新たに耕作条件改善事業として 17,000 千円で水路改修工事を行うほか、有害鳥獣駆除従事者用無線機の整備などで 20,190 千円の増額、商工費では、東馬流公民館公衆トイレの整備費、八峰の湯運営費の追加などで 12,226 千円の増額、土木費では、国の交付金事業の追加内示に伴う道路工事の追加等で 78,250 千円の増額、教育費では美術館の上映システム更新工事費の追加などで 18,610 千円を増額計上いたしました。議案第 56 号の平成 28 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 31,520 千円を追加し、総額を 681,574 千円とするものでございます。主な要因は保険給付費の増額によるもので、本年度の歳入不足を補うため、基金繰入金を 6,500 千円計上し、繰入後の基金残高は 17,500 千円にまで減少するなど厳しい財政運営が続いております。引き続き医療費の動向に注視してまいります。議案第 57 号の平成 28 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 259 千円を追加し、総額を 646,282 千円とするもので、主な要因は、費目間の増減を調整するものでございます。議案第 58 号の平成 28 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 33,256 千円を追加し、総額を 63,456 千円とするものでございます。主な要因は、南佐久環境衛生組合への公共下水つなぎ込み工事の完了により、事業が廃止となることから、地元との契約に従い積立基金残額と剰余金を地元に戻還するものと、起債償還金基金を一般会計に繰入れるものでございます。議案第 59 号の平成 28 年度小海町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、資本的支出で、

	<p>箕輪橋修繕工事に伴う本管の敷設替工事で 5,400 千円、八那池・福山配水管敷設替工事で 9,500 千円を新たに計上するものなどがございます。以上、本定例会に提案いたしました議案について概要を申し上げます。なお、佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部変更ほかを最終日に、追加議案として予定しております。併せてよろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。</p>
<p><u>日程第 4 諸般の報告</u></p>	
議 長	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p>
議 長	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 行政報告</u></p>	
議 長	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。町長、新井寿一君。</p>
町 長	<p>議事日程綴の 5 ページ並びに 6 ページに記載させて頂いておりますが、3 点行政報告をさせていただきます。まず 1 点目でございますが、美ノ輪荘の移転建設用地について佐久広域連合において不動産鑑定士による評価額が 1 m²当たり 9,040 円と報告されました。町と本村・中村・土村財産区は平成 14 年に 1 m²当たり 9,000 円で取得をしました。この鑑定結果を基本に販売価格を決定し、補正予算に計上させて頂きたいと考えております。詳細につきましては全員協議会でご報告を申し上げます。2 点目でございますけれども、遅れておりました地域おこし協力隊の人選につきまして報告いたします。第 1 次審査で 3 名選考し、この 11 月 28 日と 12 月 1 日に 2 名の面接を行いました。これから 7 日 1 名の面接を行いましてその結果を踏まえ、採用を予定しておるところでございます。3 点目でございますが、11 月 30 日に町制施行 60 周年事業として最後の子ども議会を開催いたしました。傍聴にお越し頂きました議員の皆さんもおられました。小学校 5 年生・6 年生の代表 17 人が議長、そして 16 人の議員から提案、夢、願いなど日頃考えていること、皆で考えたことなどいろいろな質問・提案を頂きました。鋭い意見や小学生でなければ思いつかないようなはつとするような場面もございました。子供たちも私もま</p>

	<p>た傍聴にお見えになった皆さんも満足されたのではないかと考えています。一番大切なことは子供たちの気持ちをしっかりと受け止め、すぐには実現できないことをございますが、誠意をもってその実現にしっかり取り組んでいくことだと私は思っております。提案され得ることは来年度予算に計上するなど、その実現に努力してまいります。なお議事録につきましてはインターネットでご覧いただけるように現在調整中でございます。また機会をみてご覧を頂ければ有難いと、このように思っているところでございます。以上3点報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>総務課長 【小海町長期振興計画審議会の報告】 産業建設課長 【商工観光振興審議会の報告】 【農業振興審議会の報告】 【野菜、花卉の販売状況についての報告】 生涯学習課長 【美術館協議会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、諮問第1号から同意第5号につきましては上程から採決まで、議案第50号から議案第59号につきましては上程から付託までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第6 諮問第1号</u></p>	
議 長	<p>日程第6、諮問第1号 「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(町長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから諮問第1号を採決します。 本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 従って諮問第1号は、原案のとおり適任することに決定いたしました。
<u>日程第7 諮問第2号</u>	
議 長	日程第7、諮問第2号 「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから諮問第2号を採決します。 本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 従って諮問第2号は、原案のとおり適任することに決定いたしました。
<u>日程第8 同意第5号</u>	

議 長	日程第 8、同意第 5 号、 「小海町農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから同意第 5 号を採決します。 本案を原案のとおり同意とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 従って同意第 5 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
<u>日程第 9 議案第 5 0 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 5 0 号 「小海町保健センター条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	職員の関係ですが、職員は常時そこにいることになるのかどうかその辺りをお願いいたします。
町民課長	この部屋につきましてはその事業にありますように、健康診査ですとか、健康相談、健康教育、主に多いのが小さいお子さんに対する健診等

	でございます。職員の常駐というものにつきましては、そこまで職員の数を分けてしまうと中がうまく回らないという事情がございますので、そういった健診時のみ職員が行くということで常駐は考えておりません。よろしくお願ひいたします。
9 番議員	そうすれば今のところ考える利用頻度はどのくらいになりますか。
町民課長	利用頻度につきましては、そこに1から4までということでありまして、単純に言ってこれまでやっていた相当の健診を新しい方に移行でき、その移行した先の空調などが相当良いものなので、できる限りのものをそちらの方でやりたいと考えております。具体的な日数については把握しきれていませんが、相当程度のものをやるということでご理解頂きたいと思ひます。
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 10 議案第 51 号</u>	
議 長	日程第 10、議案第 51 号 「小海町使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(生涯学習課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	これまでの区分の中で、青年室とか憩いの間とか特別会議室とかそういったところがあったんですが、その辺のところはどのようになるのかと、今式場のお話がありましたがゲートボール場は従来のままなのかその辺りをお願いします。
生涯学習課 長	旧和室などで使われておりました部屋はすでに保健センターとして改修済みとなっておりますので無くなってしまったということでございます。なおゲートボール場関係ですが、ゲートボール場につきましては従前のおりということ、現在の7号でうたわれているということでございます。
議 長	これで質疑を終わります。 ここで 11 時 15 分まで休憩といたします。

	(ときに 11 時 02 分)
<u>日程第 1 1 議案第 5 2 号</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 1 1、議案第 5 2 号 「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 2 議案第 5 3 号</u>	
議 長	日程第 1 2、議案第 5 3 号 「小海町営路線バス運営審議会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	町営バスに等を付けるということでありまして、現時点ではタクシー事業助成事業などと説明しておりますが、その他に考えられるものとしてはどういったものがあるのか現時点での考えを伺いたと思います。
町民課長	公共交通関連サービスということでございます。今町で中心的にやっておりますのはもちろん町営路線バス、それからタクシー利用助成事業と

	<p>いうことでございます。もう一つは最近の高齢者の事故等の多発によって 28 年度から運転免許証返納者に対するタクシー利用助成事業ということもやっている中で、今現在はその 3 つぐらいのところですが、やはり利用者の意見を広く聞きたいという実情がございます。これまでの経過ですとたくさん予算を頂いた割に執行率が悪く、最終補正でお返しするような状態が続いていた訳でございます。そういった中でひとつでも多く利用者の方々、若しくは考えの中ではこの審議会に公共交通の代表としてタクシーの方からも入って頂きたいという意向がある訳ですが、いろんなご意見を頂いてこれから先、町が本当に公共交通の維持または運営、または新しいものを取り入れていくのにはどういったものがあるのかというような観点も審議会の意見の場として捉えたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	これで質疑を終わります。
<p>日程第 13 議案第 54 号</p>	
議長	<p>日程第 13、議案第 54 号 「小海町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(産業建設課長説明)</p>	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
6 番議員	<p>条例の廃止に関する組み立てが分からないので教えて頂きたいのですが、今まで農業集落排水の会計を廃止するにあたって滞納があった場合それを南佐久環境衛生組合へ引き継ぐという説明を受けてきたような気がします。そうした中でここに附則第 2 項に財産の帰属とありますが、債務に関するものについては環境衛生組合に帰属するということですが、債権に関してはこういった規定を設ける必要があるのかないのか、今まで説明を受けてきた中で、南佐久環境衛生組合に滞納金、要するにそういったものを引き継ぐという説明を受けてきたように記憶しておりますが、それで正しいのかどうか教えて頂きたいと思います。</p>
産業建設	<p>債権つまり滞納金等でございますが、特別会計につきましては来年の 3</p>

課長	月 31 日まで引き続き行って、4 月 1 日廃止ということになります。31 日まで滞納等については一生懸命集めます。3 月 31 日時点で滞納額が残った場合につきましては、この債権を南佐久環境組合に帰属するとしませんでしたので、あくまで町の債権ということでございます。その細かい話につきましては南佐久環境衛生組合と町で協議しまして、3 月 31 日末で残った滞納金についてはどうするかと契約をして、南佐久環境衛生組合へ渡すのか町で引き続き集めるのか協議した上で決めていきたいと考えております。
6 番議員	今まで滞納があった場合には南佐久環境衛生組合へ引き継ぐんだという説明をしてきた中で、課長が言われたとおりでありますとそれはその時協議するというところでございますが、こういったものを設けるにあたっては 2 項の財産の帰属のところに債務に関してはそうするということが書いてあるのですから債権もそこに加えるべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
産業建設課長	債権につきましてはあくまで町で集めて町の一般財源なり松原区、八那池区へ交付するというか、なるべく町の会計の中で処理したいと、どうしても 3 月 31 日をもって滞納額が生じた場合は集まらないのは不納欠損という処理もございますが、また南佐久環境衛生組合と相談しまして、どちらで集めていくのか契約的なことを結んで町が引き続き集めていくのか、南佐久環境衛生組合に帰属して南佐久環境衛生組合の方で集めてもらうのか、その時に協議して決めたいという考えでございます。
6 番議員	この廃止条例を提出するにあたっては今言った点で不十分な気がいたしますけれど。
産業建設課長	この廃止条例でいきますと債権はあくまで南佐久環境衛生組合でなくて小海町に残るというかたちにはなりません。
6 番議員	3 回過ぎていますが、今の説明の中で当初の説明と変わってきている、最終的には小海町の帰属であるということですが、そうしますとただ今、最初に説明したことも違いますし、今まで我々に説明してきたこととも相違があるように感じますが、これ以上言い合っても仕方がないのでやめますが。
産業建設課長	当初は滞納金につきましては南佐久環境衛生組合へ全て帰属するという考えでいたんですが、3 月末まで滞納金をしっかり集め、本当はなくなればそれで終わりなんですが、どうしても滞納が出た場合についてはまた南佐久環境衛生組合と町で協議をしていきたいという考えで変わってきてまして、ここには債権というのは載せなかったという経過でございます。

議 長	産業建設課長、その辺の精査をきちっとして再度よく分るように説明を後でして下さい。
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 4 議案第 5 5 号</u>	
議 長	日程第 1 4、議案第 5 5 号 「平成 2 8 年度小海町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	ここで午後 1 時 00 分まで休憩とします。(歳出 6 款まで説明) <div style="text-align: right;">(ときに午後 0 時 00 分)</div>
議 長	議事に入ります前に、先程、12 時 30 分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。 議会運営委員長 井出 薫 君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 12 月 13 日(火) 午前 10 時 00 分より予算決算常任委員会歳入全般、総務産業関係の審議を行い終了後、総務産業常任委員会。12 月 14 日(水) 午前 10 時 00 分より予算決算常任委員会民生文教関係の審議を行い終了後、民生文教常任委員会。民生文教委員会では委員会としての視察を計画しております。 また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察および全員協議会につきましては、12 月 12 日合同で行ないます。 以上で、報告を終わります。
(副町長説明 歳出 7 款から)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で各款あるいは各項ごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。

	<p>Pねっとポイントカード化等、またPシールを今やっている訳ですが商店以外のところにも拡大することによって商業活性化につながるということで、一般財源を充てても実施したいということで今回一般財源を充てて補正予算に載せたという経過でございます。</p>
7 番議員	<p>それはわかるんですよ。それは2分の1一般財源を使ってでも商工業の人達がみんな賛成してやっていきたい、是非お願いしたいということならわかるんです。別にいけないと言っている訳ではないんですよ。ただ地方創生推進交付金、新聞にも出ていましたが認められなければそっくり補助金が使えない訳ですから、金額が大きいのでどうしたものか。これからも地方創生の補助金がどんどん出てくると思いますが、しっかりくるということが確定して予算化されるなら何も問題ないんですが。追加の認可というかそういったことも多少は考えられるんですか。</p>
総務課長	<p>制度的なものについてお答え申し上げますが、地方創生推進交付金、市町村分につきましては1回限りという情報を得ております。8月に第1次配分が国においてなされたということでございます。小海町の場合は第1回の8月の段階の応募はしなくて、11月下旬の第2回目の事業募集に応募したということでありまして、国においては総事業費1,000億円という内容ですが、これは道の分も半分あるということもございまして、ざっくり言って500億円程度の予算であると。8月2日第1回交付内示があったのが180億円程度、今回11月25日交付内示があったのが53億円程度ということでございまして230億円程度で終わっているということでございます。これは国の正式発表ではございませんが、予算は余っているのではなかろうかということでございます。国において前回加速化交付金等におきましては、すぐ追加募集という情報があった訳でございまして、今回は全く情報がないということでございまして、しかも事業そのものがヒアリングの際には非常に良い感触を得ていた訳でございまして、補助対象外ということでございまして、採択させるけれども補助金の対象外ということからみまして、追加の要望ということは非常に厳しいということで見込みがないのではという予定でございまして、補助制度については以上でございます。</p>
7 番議員	<p>商工会のみなさんは何処からお金が出ようとやってもらえればそれは結構なことで、別にそういった心配はしなくていいと思いますが、すでにもう説明会も総会で終わっているということで、これは先に事業が進んでいるので仕方がないということでございまして、議員の皆さんがそういったことでよろしいでしょうということになればいいと思いますが、これからこんなに補助金の減額になるような事業は危険であり取</p>

	り組まないほうがいいような気がします、そこら辺を町長どうでしょうか。
町 長	今回の地方創生推進交付金につきましては、今総務課長から説明したとおりでございます。当然加速化交付金につきましては町も申請をし、許可になった訳でございますが、今回につきましても国と個々にキャッチボールをして今回に至っていたということで、町の考え方としては当然補助金も確定をしてくるのだろうと想像していたのですが、11月25日新聞報道等でも発表になったとおり、宣伝費については2分の1の補助金が付いたけれども、施設の設置、カード化のシステムについては補助金の対象外になってしまったということでございます。今後こういったことが起こりうるということが、地方創生の中である可能性も無きにしも有らずですので、しっかりと制度設計をしながら国とキャッチボールをより綿密にして、この様なことがないように今後の事業推進にはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。
10 番議員	私も同じ関連で伺いたいのですが、全員協議会での協議というのが議事録はどうなっているか分かりませんが、私がこの間受けてきたニュアンスとしましては「交付金がつくからやるんだ」とそういったイメージをずーっと思っていた訳です。全協の中やいろいろの中でも私ども指摘しましたが、肝心のPマネーなんかでやっている商店の皆さんとか、今でも業者の皆さんの中ではこういったふうになるということを知らないというような状況の中での、事業計画の発進だったのではないかと思う訳です。ですから私はそういった点からすれば、なぜ交付金の対象になると思って事業計画をしたのかということと、なぜならなかったのかという差ですね。やはりこの辺は行政としてももう少し明確にする必要があるのではないかと思う訳ですが、いかがでしょうか。
総務課長	地方創生の推進交付金につきましては経過的に申し上げますと、国との相談会、名古屋市で開催されたものでございますが、当町から出掛けて行きましてPねっとポイント事業について具体的な相談をした、事前相談でございます。これが8月3日でございます。この際に国の担当の方からシステム構築についてランニングコストは認められないが初期費用は認めていると、ほぼ明確にいいのではなかろうかという感触を得て帰ってきたということでございます。その後何回か県を通して国とやり取りし、また庁内の協議をし、組合との協議をし、9月定例会に補正予算を計上したという経過でございます。この交付金につきましては9月補正、最終9月補正までに補正計上がされたものについて申請させるべきであるということでありまして、交付金がついてから補正を組むと

	<p>いう性質のものではないという特徴があったといえあつたということ でございます。ですからそれに向けて空振りがないように国との綿密 な協議をしたということでございますが、11月25日の交付内示の公表 の際に、このシステム構築系のものが多く外された、交付対象外である ということ、内示が得られなかったというのが実情でございます。シ ステム構築がなぜだめなのかということでございますが、当初の段階で 初期費用はいいよと言われたというので、我々はそれを信じてこれはい けるのではないかとということでございます。他の市町村の例でもシステ ム構築が今回外されているということございまして、県を經由し問い 合わせをしたのですが、内容について国の方からコメントはないとい うことございまして、この推進交付金はこれが最後ということござい ますので、これ以上の事は見込めないということから今回の減額の決定 した、お願いをしたということでございます。よろしくお願ひいたしま す。</p>
議 長	<p>3項 国庫委託金 1 1 ページ上段 1 5 款 県支出金のうち 1 項 県負担金 1 1 ページ中段 2 項 県補助金 1 1 ページ下段</p>
7 番議員	<p>先程耕作条件改善事業、水路の改修ということで川平地区というよう な説明をされましたが、この地元負担率はどのくらいになるのですか。分 ったら教えて下さい。</p>
産業建設 課 長	<p>国も合わせて国県補助が 65%で残りの 35%は町の負担ということで、 地元負担はなしということでございます。</p>
7 番議員	<p>地元負担ゼロということは大変良い事業でないかと思いますが、中山間 地で水路の整備をする場合には、だいたい今まで地元負担が 15%くらい あったような気がしますが、残りは全部町がみてやってくれるというこ とであれば大変地元にとってはいい事業だと思います。わかりました。</p>
議 長	<p>3 項 県委託金 1 2 ページ上段 1 6 款 財産収入 1 2 ページ中段 1 7 款 寄付金 1 2 ページ下段 1 8 款 繰入金 1 3 ページ上段 2 0 款 諸収入のうち 4 項 雑入 1 3 ページ中段 2 1 款 町債 1 3 ページ下段</p>

	<p>【歳出】</p> <p>2 款 総務費のうち</p> <p>1 項 総務管理費 1 4 ページから 1 5 ページ上段</p> <p>2 項 徴税費 1 5 ページ下段から 1 6 ページ上段</p> <p>3 項 戸籍住民登録費 1 6 ページ中段</p>
9 番議員	番号システムの関係ですが、現段階でのマイナンバーの登録者数が分ればお願いします。
総務課長	現段階での細かい数字は持ち合わせてございませんので、後ほどお答え申し上げたいと思います。
議 長	<p>4 項 選挙費 1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段</p> <p>3 款 民生費のうち</p> <p>1 項 社会福祉費 1 7 ページ下段から 1 8 ページ上段</p> <p>2 項 児童福祉費 1 8 ページ下段</p> <p>4 款 衛生費のうち</p> <p>1 項 保健衛生費 1 9 ページ上段</p> <p>2 項 生活環境衛生費 1 9 ページ下段</p> <p>5 款 農林水産費のうち</p> <p>1 項 農業費 2 0 ページ上段</p>
11 番議員	農地費の委託料と工事請負費の先ほどから話のある 18,500 千円の 65% というところですが、川平地籍という話ですが川平のどの辺をやるのか説明をお願い致します。
産業建設課 長	場所でございますが、川平の通称蜂と言われているところですが、川平から北相木へ抜ける中間に蜂と言われる農地、広いところがあるのですが、そのところでちょうどU字溝ですが、実際は農業で使用していなくて農道の排水が下まで来ているところが崩れたり一部U字溝が崩れたりしているということで、改良するというところで場所はその蜂と言われているところになります。
11 番議員	蜂というのは前々から話に聞いているところですが、現場が分りかねますので、図面で次の時まで結構ですので説明をお願いします。
産業建設課 長	一つ現在ほうれん草の新規就農者がハウスを造ってやっているところが蜂というところがございます、また図面でお示したいと思います。
9 番議員	そばの関係ですが、先ほど説明で新しいものを作るという説明があったと思うんですが、従来のものはまったく止めてしまうということでしょうか。
産業建設課 長	このそば乾麺のパッケージということで、今までののは終わっておりますので、新たにカラーでパッケージを作ってやりたいということなんです。

	有利な金額でやるためにはちょっと多いんですが、200 g 入が 4,200 枚ぐらいの作製を予定しておりまして、乾そばを入れる袋をカラーで作りたいということで 420 千円の中でやる予定です。
9 番議員	パッケージもですが、その下の製造委託というのは従来のものとはまた違うという意味でしょうか。
産業建設課 長	今年 28 年産の採れたそばでやりたいということで、600 kg を予定しております。平均して一袋 200g 使うと 600 kg ですので 3,000 袋作れるということで予定しております。
10 番議員	ちなみに 28 年度産のそばはどのくらい予定していて、どういったかたちでやるのかという部分は計画あるのでしょうか。
産業建設課 長	28 年度の収穫量と使いみちでしょうか。28 年度産は今のところ 1.7 t の見込みです。23 年からやっていますが 9 t、9 t、3 t、3 t、2 t 昨年が 2.8 t だった訳ですが、やはり天候不順等々いろいろありまして 1.7 t の見込みということでございます。そのうち 600 kg を乾そばに使いますので残り 1,100 kg、1.1 t につきましては、そば粉にして売るなり玄そばで売るなりということで予定しておりまして、この乾そばが 3,000 袋売切れれば、また玄そばが余れば来年度で乾そばを作るということで予定をしております。
議 長	2 項 林業費 20 ページ下段から 21 ページ上段
5 番議員	この林業費の有害鳥獣駆除従事用無線機ですが、その下の備品購入費と併せましてこれは従来、猟師の人達が自分で持っていたものを使っていたと思いますが、これはこういった使い方のものでしょうか。
産業建設課 長	この理由ですが、どうしてもチームで駆除するには無線が必要だということで、今までは自分が持っているアマチュア無線の機械で通常やっていたのですが、一頭 1 万円という報酬を得る事業ですとアマチュア無線は使えないということで信越総合通信局から厳しく言われているということで、アマチュア無線はやはり営業目的ではなく趣味で使う無線でございまして、アマチュア無線を使って有害鳥獣が出来ないということになりまして、こちらからお願いをしている有害鳥獣駆除ですので、27 台分のアマチュア無線まではいかないんですが、5 km 飛ぶ通常 5 ワットあれば十分使えるのではないかと無線機を買いまして、それを貸し出しをしまして有害鳥獣駆除にあたって頂くと、それはアマチュア無線ではないので全く問題なく使えるということです。そのために無線機を購入し、自分のは使わないでやって頂くということで今回補正に計上したということでございます。

5 番議員	そうしますと 27 人の猟師、鉄砲を撃つ方がいると捉えていいのでしょうか。
産業建設課長	有害鳥獣駆除隊というのを委嘱してあるのですが、今ちょうど 27 名ということでありまして。狩猟登録をやっている方はもう少し多いのですが、駆除隊として委嘱してある方が 27 名です。
議長	6 款 商工費 21 ページ下段から 22 ページ上段
7 番議員	先程コミュニティー事業助成金ということで説明がありました。松原湖を美しくする会から要望があつてこの補助金を使うということでございますが、松原湖を美しくする会からはどんな事業計画でどれだけの予算でということが出ているのか、これは補助金の関係ですので後の使い道の検証等はどこでやるのか分ったら教えてください。
産業建設課長	この補助事業ですが、コミュニティー助成事業これは一般財団法人自治総合センターというところがありまして、そこは宝くじを扱っているところで、宝くじの社会貢献広報事業ということで全国に 10 分の 10 の補助金でやっているということでございます。その中で当町は 2 年に 1 度いろんなものを買わせて頂いてきておりましたが、今回は松原湖を美しくする会というかたちで、小海町の観光係が会計、事務局をやっておりまして、松原の副区長さんが松原湖を美しくする会の会長ということでそういった中で相談をしながら一般コミュニティー助成事業 10 分の 10 の補助を貰って、イベント等必要なものを買ひましょうということで今回計上しました。外の活動になりますマイクシステムとか、テントの大小ですとか、あと草刈り機など計画しましてこの金額に収まる申請をしましてついてきたとうことでございます。
7 番議員	その後の決算は産業建設課長の方で最終的にするのですか。
産業建設課長	先程言ったように補助は直接松原湖を美しくする会の会計の方にいかないで、一旦町に入って町から補助金ということで松原湖を美しくする会の方へいきます。美しくする会の方は 1 回必ず会計監査等実施しておりますので、そこでチェックして頂くということになります。
6 番議員	東馬流の公衆トイレ補正予算ということで載っております。トイレが出来るとは大変いいことじゃないかと思っております。この問題につきましては私一般質問の中でも松原湖駅と東馬流の駅にトイレを整備して頂くようにずっと要望してまいりました。松原湖の駅は出来ましたけれど、東馬流の駅はなかなか進まない中で建てる場所がないということで説明を受けておりました。こうした中で今年の 12 月に長期振興計画のローリングの中の 28 年度予算で 5,000 千円ということで計上がされておりました。もちろんそういった見通しができたから計上した事と思

	<p>いますが、それが当初の 28 年度の予算に計上されなくて、この時点で補正予算として計上されてきた経過にはどういった事情があったのかお聞かせ頂きたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>経過を申し上げます。確か長期振興計画の会議だと思いますが、調査した中で東馬流の公民館に建てたいということで、計画を一度出したのですが、もう少し駅に近い方がいいのではないかというご意見を頂いた中で、東馬流の区及び小海高校の方々と実際に相談しまして、もう少し駅に近いところに再度土地を探したのですが、やはりいい土地がないという中で東馬流区及び小海高校からの最終的な要望の中では東馬流の公民館に建てるのが一番いいのではないかと、そういった要望も頂きまして、平成 28 年度の当初には間に合わなくて、この 28 年度に入った中で調査しながら決めてきたという経緯がございます。今回場所がある程度決まりましたので、東馬流の公民館ですがそこに建てたいということで補正予算に載せさせて頂きました。</p>
5 番議員	<p>関連ですが、この前お聞きしたところによりますと、この東馬流の公衆トイレは松原湖の駅に出来たものとほとんど同じものだと説明を聞いたような気がしますが、そのとおりですか。</p>
産業建設課長	<p>今のところ決めているのが場所はある程度決まりまして大きさですが、松原湖の駅の場合は女性 1 個洋式のものがある、あと男性が使う男子用の便器と一つ一つですが、いろいろ検討した中で今回予定したいのは洋式を 2 つどうかと、男子女子別々にして男子も女子も洋式の座る式の便器を入れたらどうかということで今のところ案を考えております。今のところ一つ一つという大きさを松原湖とそんなに大きさは変わりなく 2 坪程度、そのように計画しております。</p>
5 番議員	<p>そっくり同じだとすればこの設計の委託料にその柔軟性が表れると思ったんですが、その辺がみえないということでお聞きした訳ですが、多少は違うということですね。はい分かりました。</p>
議長	<p>7 款 土木費のうち 2 項 道路橋梁費 2 2 ページ下段から 2 3 ページ上段</p>
6 番議員	<p>橋の修繕といいますか橋梁の長寿命化ということで、社会資本整備交付金という補助金を頂いて箕輪橋を整備するということでした。これが当初予算の中で 50,000 千円で計上されていて入札をされたのが 8 月であったかと思えます。そうした中ですぐここで第 2 期工事ということで上がってきた訳ですが、先ほどの説明中ではクラックがあったからということでしたが、8 月に入札してすぐに工事に取りかかってそれでこの補助金の申請にあたってもある程度の時間はあったか</p>

	<p>と思いますが、この期間がかなり短い中でこういった変更が行われたように思いますが、これを足しますと結局箕輪橋で当初 50,000 千円の予算に対して 88,000 千円というようなかたちになってくると思います。この短い期間でこのように変わった理由、どうしてこれが事前の調査の中でそういったことまで判明しなかったのか、工事にかかったらすぐにクラックあるからで、すぐにまた 2 期工事が必要であるということのようですが、時間的に不自然な点があるのではないかと思います、どうでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>基本的なことをご説明しますと、当初からこの箕輪橋の工事につきましては 80,000 千円前後掛かるだろうという見込みで 2 年かけておこなうという計画をしておりました。28・29 年でやろうと 28 年は 50,000 千円、今回補助がついてきましたので、28 年度中にこの 88,000 千円可能だということで 2 期工事ということで新たに発注していきたいということでございます。</p>
6 番議員	<p>今の説明ですと当初からそういったことが分かっていたということでございますが、あそこはおそらく工事を行っていくときに同一業者になっていくのではないかと思います。そういった中で、これでは随意契約をせざるを得ない状況になっていくと思いますが、こういったことにも課題があるかと思ひますし、昨年 12 月の長期振興計画のローリングの中でも箕輪橋、それからその他含めて 70,000 千円というような状況でありましたが、こういったことからしても少し無理があるのではないかと思います、どうでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>工事は指名競争入札で実施するという予定でございます。あそこは佐久建設事務所が管理しているところでございます、工事するにも 8 月入札してもなかなか取りかかれなかった、渇水期というのですかね、水が少ない時期でないといけないとか、制約等もございまして、いずれ 2 年間でやる計画で予定しておりました。</p>
6 番議員	<p>今お答え頂きましたが、入札した時点で工期が 8 月から 29 年 3 月 30 日までと第 1 期工事が決まっている訳ですね。この中で今ここで補正して現実の問題として指名競争入札でやるとしても、ここが違う業者が同じところに取りかかれるのか、そういったことに対しても相当今の答弁の中にも無理があるように思ひますが。</p>
町長	<p>この工事につきましては当初予算を決める時に補助金が厳しいということもございまして、当初 50,000 千円そして残りについては翌年度に第 2 期工事として 2 年かけて工事を施工していきたいと計画をしたところあります。ところが今ご指摘頂きましたように、今回の国の補正予</p>

	<p>算の中でお認めを頂いたということで、2期工事を1年前倒しにして平成28年度中にすべて完成をしていくという今回の補正予算の計上でございます。今ご指摘頂きましたように、同じ1本の橋の上で2つの業者がかち合って仕事をするということについては、非常に難しいのではなかろうかというご指摘を頂戴いたしました。工事内容等がまだ私もよく精査してない訳でございますが、当然2期工事ということで新たな社会資本整備補助金がつくということでございますので、それらについては当然2期工事として入札をせざるを得ないということでございます。もし万が一あるいはごく当たり前の事とは思いますが、今A社が施行していてB社になった場合協力し合ってやって頂く、またやって頂けるかどうかということについては、十分検討を加えて公正な公平な立場で請負契約ができるようなかたちをとってまいりたいと思っております。場合によっては地域の皆さんには大変なご不便をお掛けするかもしれませんが、工期についても延長せざるを得ないこういったことが発生するかもしれないということでございます。いずれにいたしましても支障をきたさないようにしっかり取組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>ただ今の質疑で関連で伺いたいのですが、箕輪橋の工事がどういったものかを議員にもう少し説明してもらいたと思います。それで1期工事、2期工事と言われますが、私が聞いた範囲ではあそこは橋台と真ん中にピアが2本ありまして両側から橋が乗ってその乗った橋に真ん中が乗るという構造だと伺いました。そうすると1期工事、2期工事と言っても先ほどの説明を聞いた時に1期工事は上げて上の部分をやるみたいのように私は聞こえましたし、2期工事は上げて下の乗かる部分をなおすんだというように聞こえた訳です。ですから工事の内容からいって継続的にやらなければあの事業は出来ないというように私は思っております。入札のあり方云々はもちろんありますが、事業そのものが予算の関係で1期だ2期だと言っていますが、事業そのものは橋の真ん中部分を持ち上げるという工事ということであれば、1期工事をやって間を開けてまた2期工事をやるという工事の性質にないと私は認識しています。その辺を工事の内容の説明をもう少し議員にしっかりとやって頂くという点が1点ではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>町 長</p>	<p>その件につきましては今議会中に箕輪橋の現地を調査、視察して頂く計画を議運の中でお認め頂きまして、現地調査の時にしっかりと資料を持ちながら現場で説明できるようにしておきますのでよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ここで2時20分まで休憩といたします。 (ときに14時03分)
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 質問に入る前に総務課長より発言を求められております。これを許します。総務課長井出裕治郎君
総務課長	質疑の中でお尋ねいただきましたマイナンバーカードの申請状況と交付状況についてご説明申し上げます。申請件数が今現在で304件ということでございまして、交付枚数が271枚ということでございます。まだ受け取りに來られていない方が33名いる状況でございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。
議 長	9款 教育費のうち 1項 教育総務費 23ページ中段 3項 社会教育費 23ページ下段から24ページ上段
9番議員	24ページの映像システムの更新工事の関係ですが、資料綴の方で説明頂いてその映画の無料上映とかオリンピックのパブリックビューイングだとか町民を対象にした事業計画なのか答えて頂きたいのと、ハイビジョンからフルハイビジョンにレベルアップということがうたわれているのですが、時代がどんどん進化する中で何年使えると見込んでいるのか、4Kや8Kに対応できるのかその辺をお願いします。
生涯学習課 長	映像システムの関係、町民対象かどうかということですが、町民の皆さん当然対象ですし、また美術館を訪れる皆様が有効に活用できたらと考えております。それから映像システムの関係ですが、画面の耐用年数ということですが通常5万時間から6万時間と言われておりますが、1日8時間使用すると20年以上という計算にはなりますが、家電製品ですので故障はつきものです。したがって5年程度の長期保証は加入したいと考えております。またいろいろ今予算に計上してお願いしているものは、現在4K対応のブルーレイがやっと出回り始めた段階ですので、まだ4Kの必要性はないと判断しております。ただ100数十万円程度で4Kの拡張も可能であると聞いていますので、今後予算を有効に活用していきたいと考えております。
9番議員	現在あるものが老朽化ということですが、何年くらいで駄目になってしまったのか。お願いします。
生涯学習課 長	何年で駄目になったかというお話ですが、确实なところが分からなくて申し訳ないのですが、おそらく5年程度で駄目になったのではないかと考えております。
9番議員	また後程調べていただければはっきりしたところをお願いします。

生涯学習課長	後ほど詳細に調べましてご回答したいと思います。よろしくお願いいたします。
11 番議員	今の工事請負費の中で 20,000 千円からの工事をするということですが、県とか国とかの補助金というものは考えられないのでしょうか。
生涯学習課長	現在のところそういった補助金については考えられませんので、一般財源を使ってするものでございます。よろしくお願いいたします。
11 番議員	一般財源でやるようでしたら補正予算でやらないで正式に3月の予算のところでやるべき問題ではないでしょうか。
町長	そういった考えもあろうかと思いますが、現在新海誠監督「君の名は。」展を開催しているところでございます。多くの皆さんが前の作品を観たい、またコミックスウェーブさんとの協議の中もお貸しできますということがございますので、この流れというものをこういった投資をすることによって将来に向けていくことが大事だろうと思っております。冬期間閉館ということがございますが、先ほど説明したとおりでできるだけ早く3月ぐらいにはまた上映できるようなかたちを取りながら春に向けて多くの皆さんが小海の地に訪れていただけるということで、新海誠監督の故郷ということで今後アピールをしていきながら交流人口の増につなげていきたいということで、来年の当初予算ということになるとまた半年遅れになるということがございますので、是非ともお認めを頂戴したいということがございます。
10 番議員	老朽化した映像システムということで5年くらいという話で具体的な話は実際に調べてくれるということですからそれはまた出して頂くとして、美術館ができて20年くらいになるのか、20年間やらないで今この時点になって町長はその新海誠展が盛り上がっているこの時という話であります。私はやはり20,000千円からのお金を掛けてこういった事業をするという話を町民の皆さんの中で聞いたときに、少し簡単に流行ごとに乗る過ぎではないかという意見が結構多い訳であります。実際にそのハイビジョンをコミック社から借りてくるといっても、「君の名は。」はすぐに借りてこれるのか分かりませんし、いずれ宮崎駿監督にしてそうですが、テレビで放映するようになったり何時までもこういったブームが続いているというものではないかと思っております。町長は流行ごとに乗る過ぎではないかと、出身地ということで地元自治体が何かをしようという気持ちは分りますが、お金を投資する額の大きさからすればもう少し期間をおいてやった方がいいのではないかという意見がありますが、その辺はどうお考えになるのでしょうか。

町 長	<p>確かにそういったご意見もあろうかと思えます。「君の名は。」の作品につきましては東宝さんに権利があるということで、コミックスウェーブフィルムさんにはその権利はないということで、それを即お借りするということは現時点においては先ほど説明したとおりでございます。現在放映できるのは4作品ということでございます。「君の名は。」展の大ヒットによりまして多くの皆さんが、これが6作目でございますけれども、「過去の作品も見てみたい」とこういったお声をたくさんお聞きする中、当然この施設につきましては約20年前にNHKさんの関係でこういった施設を設備し整えたところでございます。何年もったかということにつきましてはまた後ほどご説明申し上げますが、今回新海誠監督の作品のみならずいろいろな方面に使えるだろうと思っております。今回60周年記念で作ったビデオにつきましても、ああいった大きな画面で観ることもできますし、20年のオリンピックあるいは今後いろんな機会に利用させて頂きまして、多くの町民の皆さんまた多くの皆さんにお越し頂いてご覧を頂くということで効果が上がるようにしっかり取組んでまいりたいと思っております。是非ともこの機会に実施をさせて頂きたいと、ただ流行に飛びついたということではなくて今後しっかり取組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>
10 番議員	<p>新海監督の地元出身地だと、新海誠監督がこれまで作られた「星の声」とか過去5作ですか、4作ですか、町民の皆さんに観させたいと、そういったことをやろうということに対して私は反対するつもりはありません。そして町の60周年のDVDとか式典に観させて頂きましたが、そういったことなども今の美術館で町民の皆さんや各方面から来られた皆さんに、観て頂くとそういったことに対して私は反対するつもりはありません。ただここで20,000千円からの金をブームが上がっているからといって投資をしてやるという点に私は少し多くの町民の皆さんが疑問をもっていると。この間美術館へ視察させて頂いて、「君の名は。」のあれはディスプレイですか、映像を観させて頂きましたが、私は新海誠監督が求める映像からすれば100%ではなかったかもしれませんが、ディスプレイでも十二分に来られている皆さんに紹介ができていますとしますれば、やはりそういった事業は今の体制の中で一定の期間やりながらある程度の時期をもって投資を考えていくというのが私は大人の対応だと、町民の多くの皆さんが言われている声だと私は思います。何故そうなのか、この間の中学校議会で両相木の議員さんに来て観て頂いたのですが、美術館に初めて来たという議員さんもおられました。皆さんの中にもまだ美術館に行っていない、そういった皆さんがおられ</p>

	<p>ます。そういった状況の中で新海誠展があまりにも売れているというに乗かって、潔く 20,000 千円からの設備投資を今美術館にするというのはいささか勇み足ではないかと、紹介をするには今の体制の中での紹介をしながら頭を冷ました中で計画していくというのが筋ではないかと思いますが、いかがですか。</p>
町 長	<p>新海誠監督の次の作品については、報道等によりますと 3 年後にまた素晴らしい作品が生まれるのだらうと思っております。今から来年の 8 月からちょうど開館して 20 周年、また新海誠監督も仕事を始めて 15 周年という節目の年ということで、先ほど美術館の協議会の報告にもありましたとおり来年また企画展を予定しているところであります。美術館運営協議会の中でもいろいろご議論を頂戴いたしました。その中でもできるだけ早く進めた方がいいのではなからうか、こういったご意見が強く出されたのも事実でございます。そういった意味から今年から来年にかけて今言ったように今度は軌道に乗っていくだろうと私自身は思っております。無駄な投資になるというそういったご懸念もあろうかと思いますが、みんなで盛り上げていきながら美術館を中心にあるいは学校教育の中で、あるいは多くの皆さんにお越し頂いて、ご覧頂けるような映像にしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
5 番議員	<p>先ほどの P ねっとのポイント事業についてももう 1 点だけ確認をさせて頂きたいと思いますが、この資料によりますと臨時総会が 22 日に行われたということで、この時に決定をしたということでその後 25 日に国からの答えが出た訳ですね。この 22 日臨時総会の時にはまだ国からのお金がたくさんもらえるという考え方で進めていったと思いますが、その後この人達に町からその様子を伝えてあるのか、そしてまた伝えたところでその人達がもう一度陳情か何かしてきたのか、いずれここまで時間が無い訳ですが、その後の決定、ここまできた決定のあり方を聞きたいと思えます。</p>
産業建設課 長	<p>11 月 22 日小海 P ねっと協同組合の臨時総会の時には補助金はつくつもりで皆さんいまして、新聞報道のとおり 26 日に皆さん知った訳ですが、その状況は皆さん新聞で知っていますので、つかなかったなということは知っているかと思えます。P ねっと協同組合自身はずっと 8 月の総会の時からやりたいと言ってきて、具体的に 9 月の予算に載った時にも具体的にやりましょうということで、今回の 22 日に事業の決定と定款や取り扱いも変えてきたということでございますので、補助がついた、つかないというよりも P ねっと協同組合としてはやりたいという気持ち</p>

	は強い、十分そういうつもりでいるということでございます。
5 番議員	そうしますとそのPねっと協同組合の熱意と町側の気持ちと同じ気持ちになったと捉えていい訳ですね。
産業建設課 長	一緒にやりましょうということでございます。
10 番議員	関連で伺っておきたいのですが、補助金がつかなくなったと分った時からPねっと協同組合と町側ではどういった話がされているのでしょうか。
産業建設課 長	具体的にはどうしましょう、こうしましょうという話はしなくて、Pねっと協同組合の臨時総会で決定の内容ですとか定款の変更とかそういった細かい打ち合わせをしているということでございます。
10 番議員	特別やっていないという認識でいいですか。はっきり教えてください。
産業建設課 長	補助金がつかなくなったということは伝えてはございます。だからどうするということまではしていないということです。
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 5 議案第 5 6 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 5 6 号 「平成 2 8 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。
	<p>【歳入】</p> <p>1 款 国民健康保険税 6 ページ上段</p> <p>3 款 国庫支出金 6 ページ中段、下段</p> <p>5 款 療養給付費交付金 7 ページ上段</p> <p>6 款 共同事業交付金 7 ページ中段</p> <p>7 款 前期高齢者交付金 7 ページ中段</p>

	<p>9 款 繰入金 7 ページ下段から 8 ページ上段、中段 1 1 款 諸収入 8 ページ下段</p> <p>【歳出】</p> <p>2 款 保険給付費 9 ページから 1 0 ページ 3 款 後期高齢者支援金等 1 1 ページ上段 4 款 前期高齢者納付金等 1 1 ページ下段 6 款 介護納付金 1 2 ページ上段 1 0 款 諸支出金 1 2 ページ下段</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 6 議案第 5 7 号</u>	
議 長	<p>日程第 1 6、議案第 5 7 号 「平成 2 8 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(町民課長説明)
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>3 款 国庫支出金 5 ページ上段、中段 4 款 支払基金交付金 5 ページ中段 5 款 県支出金 5 ページ下段 8 款 繰入金 6 ページ</p> <p>【歳出】</p> <p>2 款 保険給付費 7 ページから 9 ページ 3 款 地域支援事業費 1 0 ページ</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 17 議案第 58 号</u>	
議 長	日程第 17、議案第 58 号 「平成 28 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1 款 財産収入 4 ページ上段 2 款 繰入金 4 ページ下段 3 款 繰越金 5 ページ上段 4 款 諸収入 5 ページ中段、下段 【歳出】 1 款 農集排施設費 6 ページから 7 ページ上段 2 款 予備費 7 ページ下段
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
10 番議員	一つ先ほど滞納の話がありましたので確認だけしておきたいと思いますが、5 ページの諸収入で過年度調定分として 68 千円がありますがこれを除いた部分だけの滞納はどのくらいあるかという点だけ伺っておきたいと思います。
産業建設課 長	松原地区 3 件で 1,117,845 円、八那池地区 6 件で 189,986 円、以上でございます。
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 18 議案第 59 号</u>	
議 長	日程第 18、議案第 59 号、 「平成 28 年度小海町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 補正予算書 1 ページ 収益的収入及び支出 2 ページ 資本的収入及び支出 3 ページ
7 番議員	八那池福山配水管工事が線路側から国道へいつているところがどこを通っているかわからないということで、直すということですがどこを通っているかわかりましたか。
産業建設課 長	石綿管は線路沿いに通っているということで、今回は線路沿いに敷設替えが難しいので、中島レンタさんからずっと福山の配水池まで国道を配管していきたいということで、今年と来年でやりたいということでございます。
7 番議員	付け替えするルートはだいたい決まったということですね。
産業建設課 長	なるべく歩道沿いの国道の N T T とかいろいろありますので、今調査をしていますが、なるべく安くできる所を新たに敷せていく計画でございませう。
11 番議員	今エタニットパイプの修理というお話ですが、これで全部のエタニットパイプが今年、来年で終わるという考えでよろしいでしょうか。もう 1 点ここに使っているパイプは何mmでしょうか。
産業建設課 長	一番大きいところではこの線路沿いにある松原から福山までの石綿管が大きくて、パイプが 200 mm と考えております。新開地区の新開水源から大月川に渡って道路改良したところは鉄で敷設替えしてありますが、集

	落の中及び水源に向かってはまだ石綿管ではないかということで今調査はしておりますが、どうも石綿管だということでまだそこが残っている結果になります。
11 番議員	八那池のこの場所を直し終わると後は新開のところの一部あるのでそこを直すと、だいたいなくなると考えればよろしいでしょうか。
産業建設課長	配水管、送水管ではそう考えていただいていいかと思います。
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 19 「陳情・請願等」</u>	
議長	日程第 19、陳情第 6 号から陳情第 8 号についてを議題といたします。今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。
議長	以上を持ちまして、報告、議案、陳情等に対する質疑を終結いたします。本日、議題としてまいりました議案第 50 号から第 59 号、陳情第 6 号から陳情第 8 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議長	異議なし、と認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議の程をお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は 9 日、午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦勞様でした。 <div style="text-align: right;">(ときに 15 時 17 分)</div>